

## ステップ6 リスク低減措置の検討及び実施



「**ステップ5** リスクの見積り」の結果、リスクの優先度が高いと評価されたリスクについては、リスクアセスメント責任者と推進者が中心となって事業場で定める措置原則と方法（1）リスク低減措置の実施の優先度、（2）リスク低減措置内容の検討の優先順位、（3）リスク低減措置の効果予測、（4）リスク低減措置の実施、（5）残留リスクへの対応 に従って検討・実施する必要があります。

### （1）リスク低減措置の実施の優先度

「**ステップ5** リスクの見積り」の結果、原則として優先度が高いと評価されたリスクから、リスクアセスメント推進者が中心となってリスクの除去・低減措置案を検討します。なお、事業場として、このような措置実施の優先度の原則をあらかじめ明確に定めておくことをお勧めします。

### （2）リスク低減措置内容の検討の優先順位

リスク低減措置の検討にあたっては、法令に定められた事項がある場合、必ず法を遵守しなければなりません。

さらに、指針ではリスク低減措置内容の検討の優先順位が定められているので56頁で紹介するこのリスク低減措置内容の検討の優先順位を基本に、費用対効果を踏まえ、著しく合理性を欠くことがないかなどを考慮し、1つのリスクについて具体的な措置案（対策案）を複数検討し、その中から最適なものを採用します。ただし、可能な限り高い優先順位のリスク低減措置（設備面等の抜本対策）を実施することが重要です。

→ 第4章 7参照

### （3）リスク低減措置の効果予測

検討されたリスク低減措置それぞれについて、措置実施によるリスク低減の予測を行って、その中から最適なリスク低減措置を決定します。このとき、リスク低減措置の実施が作業性、生産性や品質などにどのような影響を及ぼすのか、作業員やスタッフとも相談しておくことが大切です。

採用するリスク低減措置は、1つのリスクについて1つとは限らず、複数を組み合わせる、あるいは順番に実施することもあります。また、採用するリス

ク低減措置が法令などの基準に適合しているかを必ず確認するようにします。

このとき、危険性又は有害性をなくす、人が危険性又は有害性に近づく必要がないようにする以外の対策では、人の行動に依存した対策であり、人がその対策を実施しなかった場合には全く効果がないことからリスクを下げないとする考え方もあります。

#### ～ KY（危険予知）活動とリスクアセスメントの違い ～

KY活動もリスクアセスメントと同じく災害防止対策のための予防的手段として事業場で広く活用されています。KY活動は、その日その日、現場で作業を始める前に「どんな危険が潜んでいるか」を作業者がお互いに出し合い、話し合っ  
て共有化し、危険のポイントと行動目標を定め、作業の要所要所で指差呼称を行  
って安全を確認してから行動する活動です。つまり、日々実践することにより作  
業者のリスクに対する感受性を鍛え、リスクを回避することで労働災害を生じな  
いようにする活動（ソフト面の対策）です。

一方、リスクアセスメントは、職場のリスクを定量的に見積もり、対策の優先  
度を決め、リスク低減措置としてリスクそのもの（機械設備や化学物質等）の除  
去や低減、適切なマニュアルの作成、保護具の使用などの措置を管理者や経営層  
を含めて検討し、措置を実施することで労働災害が生じないようにする組み  
みです。リスクアセスメントとKY活動を一体的に活用すると、より一層有効なも  
のとなります。

#### （4）リスク低減措置の実施

実施するリスク低減措置と実施の仕方が決定したら、実施担当者がリスク低減措  
置のスケジュールに従って実施します。リスク低減措置実施後は、「**ステップ4** 危  
険性又は有害性の特定」で特定された危険性又は有害性について、作業者の意見を  
求め、再度、リスクの見積りを行い、リスク低減措置の効果と作業性、生産性等に  
及ぼす影響を確認します。

また、措置後に新たな危険性又は有害性が生じていないかを確認することも大切  
です。万が一、新たな危険性又は有害性が生じた場合には、実施したリスク除去・  
低減措置を再検討し、必要な措置を実施しなければなりません。

#### （5）残留リスクへの対応

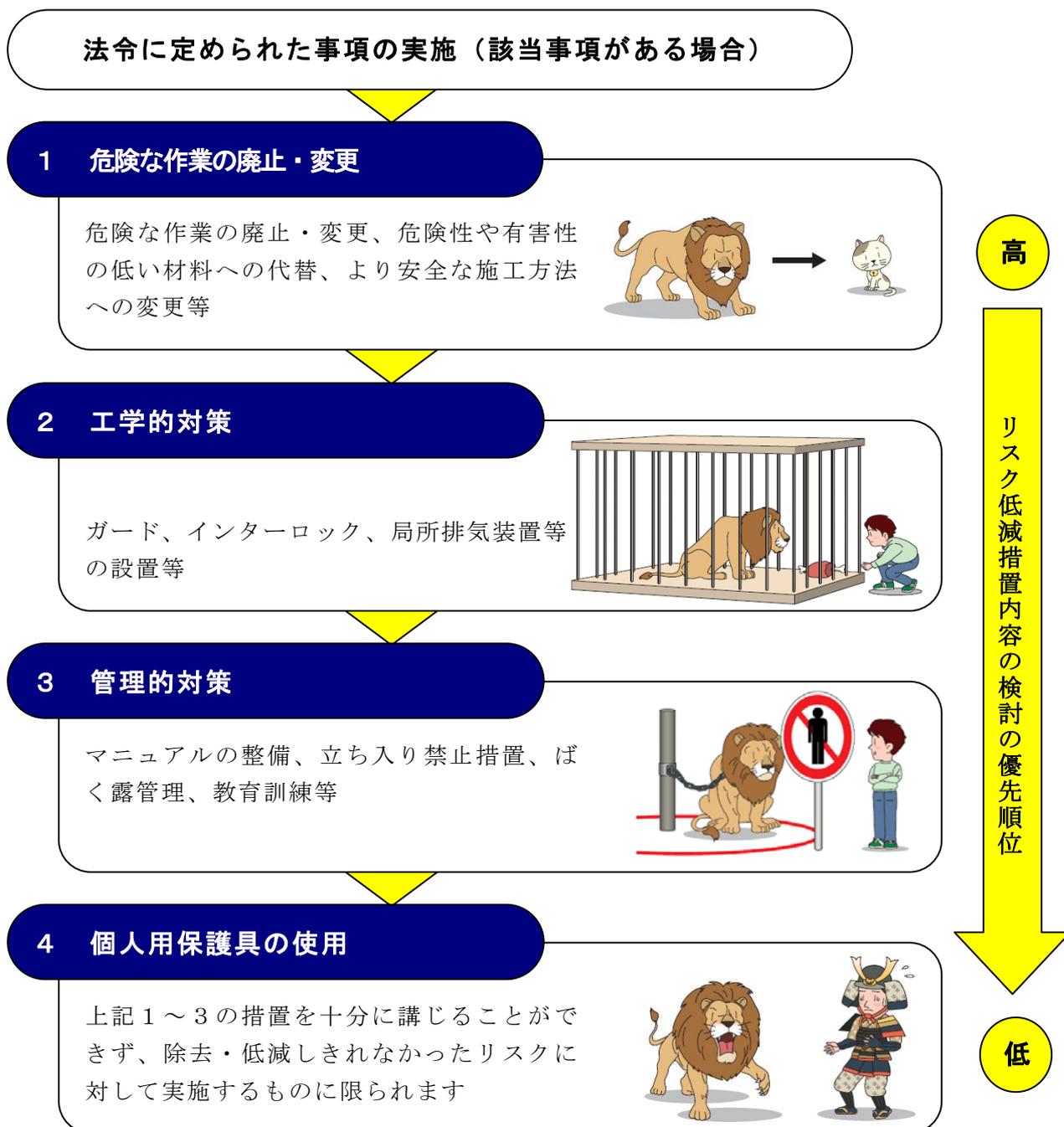
リスク低減措置を実施しても、技術上の問題などで、現状ではこれ以上リスクを  
低減できず、やむを得ず大きなリスクが残留してしまうことがあります。リスクが  
低減されていないものは、無理に下げずにありのままをリスクアセスメントの結果  
として記録し、その内容を作業者に周知させるとともに、必要な保護具の使用、安  
全な作業手順書の徹底を作業者に教育します。

**【リスクの除去・低減措置の検討と実施のポイント】**

- ① 新たなリスクが生じない対策とする。新たなリスクが生じる場合は、その新たなリスクを含めて措置の効果を検討する。
- ② 単なるアイデアはなく、実現可能な方法を十分に検討して対策をたてる。
- ③ 作業者と相談して対策をたてる。
- ④ 法令、事業場基準などの基準に適合しているかを確認する。
- ⑤ リスク低減措置によるリスク低減の予測に基づき優先順位や実施方法を検討する。
- ⑥ リスク低減の予測は、危険な作業の廃止・変更、工学的対策以外の対策では、リスクを下げないようにすることが望ましい。
- ⑦ 権限のある管理者を責任者として位置づける。
- ⑧ 漏れがないように決められたフォーマットを作成し、記録する。
- ⑨ 措置実施後にリスクの見積りを行い、リスク低減の効果を確認する。
- ⑩ 作業者の意見を求め効果を確認する。
- ⑪ リスク低減されていないものは、無理に下げずにそのままを記録し、必要な保護具の着用、安全な作業手順の徹底を作業者に教育する。

## リスク低減措置内容の検討の優先順位

リスク低減措置は、法令に定められた事項がある場合にはそれを必ず実施するとともに、次に掲げる優先順位（可能な限り高い優先順位のもの）で検討し、実施することが重要です。



リスク低減に要する負担がリスク低減による労働災害防止効果よりも大幅に大きく、リスク低減措置の実施を求めることが**著しく合理性を欠く場合**を除き、**可能な限り高い優先順位**のリスク低減措置を実施する必要があります。